

令和8・9年度広報「岬だより」掲載広告取次業務参加資格審査申請書

岬 町 長 様

申請者

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

岬町で行われる広報「岬だより」掲載広告取次業務に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないこと、並びに下記第1項に該当しないこと、また第2項について異議がないこと、さらに第3項について厳守し、誠実に契約を履行することを誓約します。

記

第1項

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者（特別の理由があるものを除く。）
- (3) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 破産者で復権を得ない者
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認められる者
- (7) 広報「岬だより」掲載広告取次業務参加申請書（添付書類等を含む。）中の重要な事項について虚偽の記載をした者
- (8) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (9) その他岬町の登録業者としてふさわしくない行為のあった者

第2項

- (1) 申請書及び添付書類の記載事項に虚偽があった場合、広報「岬だより」掲載広告取次業務参加資格を取り消されること。
- (2) 提出書類及び貴町との契約に関する情報について、法令等に基づき公開されること。

第3項

- (1) その他契約については、貴町の担当職員の指示に従うこと。